愛知労働局

令和5年の愛知労働局における監督指導、 申告処理及び司法処分の状況について

こばやし ようこ

愛知労働局(局長 小林 洋子)は県内の14労働基準監督署(支署)が令和5年に実施した監督指導(※1)の実施結果、申告処理(※2)状況及び司法処分(※3)状況を以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局においては、本年度も、各種情報から違法な長時間労働、賃金不払残業など労働基準関係法令の違反が疑われる事業場や労働災害の増加傾向が認められる業種の事業場などに対して適正に監督指導を実施し、是正を図ってまいります。また、解雇、賃金不払等の事案について、早期の解決を図るため、優先的に処理を行い、必要な指導を行うとともに、重大・悪質な事案については司法処分とします。

1	監督指導を実施した事業場数 6,941 事業場
	うち、法令違反が認められたもの 4,425 事業場 (63.8%)
	主な違反の項目
	・労働時間・休日 1,522 件 (21.9%)
	・安全基準 1,049 件 (15.1%)
	・時間外労働等に係る割増賃金 880 件(12.7%)
2	申告処理を行った件数 1,704 件
	主な内訳
	・賃金不払 1,260件(73.9%)
	• 解雇 159 件 (9.3%)
	• 最低賃金 93 件 (5.5%)
3	司法処分を行った件数 51 件
	法令別内訳
	· 労働基準法違反 31 件
	・労働安全衛生法違反 20 件 (詳細は次頁)

- (※1) 監督指導とは、労働基準監督官が事業場に立ち入り、調査・指導を行うこと。
- (※2) 申告処理とは、労働者が労働基準監督署に対し、事業場の労働基準関係法令違反の 事実を申し立て(申告)、これを契機に労働基準監督官が事業場に立ち入り又は事業 主の出頭を求めて違反の事実を確認し、違反が認められた場合には、是正を勧告する などにより是正を図らせること。
- (※3)司法処分とは、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、重大・悪質な法令 違反に対して、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検すること。

1 監督指導の実施結果について

(1) 業種別の状況

主な業種	監督指導実施件数	うち、違反事業場件数				
		(違反率)				
全業種	6,941件	4,425件 (63.8%)				
商業	890 件	598 件(67. 2%)				
製造業	1,993件	1,375件 (69.0%)				
保健衛生業	791 件	469件 (59.3%)				
接客娯楽業	433 件	286件 (66.1%)				
建設業	1,540件	924件 (60.0%)				
運輸交通業	325 件	222件 (68.3%)				

主な違反内容	違反件数			
	(監督指導件数に対する割合)			
労働時間・休日	1,522件(21.9%)			
安全基準	1,049件 (15.1%)			
割増賃金	880 件(12.7%)			
年次有給休暇	539 件 (7.8%)			
労働条件の明示	538 件 (7.8%)			
健康診断	529 件(7.6%)			

- (注1) 左表について、主な業種を挙げているため、全業種と合計数は一致しない。
- (注 2) 右表について、主な違反の内訳を記載したものであり、1つの事業場について複数の違反に及ぶことがある。

(2) 違反件数が多い主な違反内容

違反内容<典型的な事例>

① 労働時間・休日 違反件数:1,522件(監督指導実施件数に対する割合:21.9%)

- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)を所轄の労働基準監督署に届け 出ることなく、労働者に法定労働時間・休日日数を超えて時間外労働・休日労働を行わ せているもの
- ・ 36 協定を届け出ているものの、協定した延長時間・休日日数を超えて時間外労働・ 休日労働を行わせているもの 等

② 安全基準

| 違反件数:1,049 件(監督指導実施件数に対する割合:15.1%)

- ・ 労働者の身体の一部が挟まれ、巻き込まれる危険がある機械の原動機、歯車、ベルト 等に、覆い、囲いを設けていないもの
- ・ 高さが2m以上の作業床、開口部に墜落の危険があるのに、手すり、覆い等を設けて いないもの 等

③ 割増賃金

|違反件数:880 件(監督指導実施件数に対する割合:12.7%)

- ・ 時間外労働、深夜労働を行わせているのに、割増賃金(通常の賃金の2割5分以上) を支払っていないもの
- ・ 算定基礎に含めるべき職務手当等を算入せず、法定割増率を下回るもの 等

④ 年次有給休暇

| 違反件数:539件(監督指導実施件数に対する割合:7.8%)

・ 年次有給休暇が10日以上付与される労働者について、基準日から1年以内の期間に、 5日以上の年次有給休暇を取得させていないもの 等

⑤ 労働条件の明示

| 違反件数:538件(監督指導実施件数に対する割合:7.8%)

・ 労働者を採用するとき、賃金、労働時間その他労働条件を書面(労働条件通知書)で 交付するなどの方法で明示していないもの 等

⑥ 健康診断

| 違反件数:529件(監督指導実施件数に対する割合:7.6%)

- ・ 常時使用する労働者に対して1年以内毎に1回、定期健康診断を実施していないもの
- ・ 深夜業など特定業務従事者に対し、配置替えの際及び6月以内毎に1回、定期に、健 康診断を実施していないもの 等

2 申告処理の状況

(1) 業種別、申告事項別の状況

主な業種	申告処理件数
総件数	1,704件(前年比+208件)
商業	260 件(前年比+37 件)
製造業	148 件(前年比-2 件)
保健衛生業	198件(前年比+15件)
接客娯楽業	228 件(前年比+73 件)
建設業	235 件(前年比+51 件)
運輸交通業	185 件(前年比+30 件)

主な申告事項	件数			
賃金不払	1,260件(前年比+190件)			
解雇	159 件(前年比-2 件)			
最低賃金	93 件(前年比-24 件)			
労働時間等	29 件(前年と同数)			
安全衛生	28 件(前年比+5 件)			

- (注1) 左表について、主な業種を挙げているため、全業種と合計数は一致しない。
- (注 2) 右表について、1件の申告について複数の申告事項に及ぶことがあるので、業種と主な申告事項の合計数は一致しない。また、申告事項の賃金不払には休業手当、割増賃金未払いを含む。

(2) 主な申告内容 <典型的な事例>

申告内容							
① 賃金不払	申告処理件数:1,260 件						
(一部不払い等を含む)	(申告処理件数に対する割合:73.9%)						

- ・ 経営不振など事業主の都合により、定期賃金の全部または一部が支払われない
- ・ 時間外労働・休日労働に対する割増賃金が支払われない
- ・ 休業を命じられたのに、休業手当(平均賃金の6割以上)が支払われない 等
- ② 解雇

申告処理件数:159件(申告処理件数に対する割合:9.3%)

・ 30 日以上前の予告または解雇予告手当 (30 日分以上の平均賃金) の支払いがなく、解雇された 等

③ 最低賃金

申告処理件数:93件(申告処理件数に対する割合:5.5%)

時間換算した賃金額が、適用を受ける最低賃金額を下回っている等

④ 労働時間等

申告処理件数:29件(申告処理件数に対する割合:1.7%)

- ・ 法定労働時間を超えて、また、36 協定の限度を超えて、長時間にわたり時間外労働を 行っている
- ・ 36 協定なく時間外労働を行っている 等
- ⑤ 安全衛生

申告処理件数: 28件(申告処理件数に対する割合: 1.6%)

- ・ 面接指導を実施するため、タイムカードによる記録等の客観的な方法により、労働時間 の状況を把握していない
- ・ 定期健康診断を実施していない 等

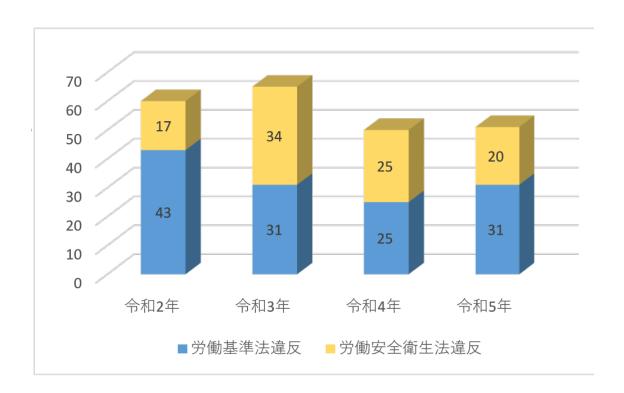
3 司法処分の状況

令和5年の司法処分件数は51件と前年(令和4年)と比較して1件増加した。 労働基準法等違反事件としては、依然として「定期賃金の不払」が25件(対前年比10件増

加)と最も多く、次いで「労働時間・休日」が4件(対前年比2件減少)の順となっている。

労働安全衛生法違反事件としては、「墜落等危険防止」が7件(対前年比2件減少)と最も多く、次いで、「労災かくし」が4件(対前年同数)の順となっている。

(1) 司法処分件数の推移



(2) 業種別・違反別件数

		業種							
		製造	建設	運輸	商業	保健 衛生	接客娯楽	その他	計
労働基準法違反		7	4	2	6	1	3	8	31
	定期賃金の不払(労基24条、最賃4条)	5	4	1	6	1	3	5	25
(内訳)	労働時間・休日	2		1				1	4
<u>B</u>)	その他							2	2
労働安全衛生法違反		5	11					5	21
	墜落等危険防止	1	5					1	7
<u></u>	労災かくし	2	2						4
-J.C	機械等危険防止	1	1						2
	就業制限		1						1
	その他	1	2	·	·		111 366 1	4	7

注)複数の違反に該当する場合は、それぞれの条文で送検するため、送検件数と一致しない。

(3) 年別推移(法令別)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	26	19	14	25
労働基	賃金不払残業 (労働基準法第37条)	4	5	1	0
準	労働時間・休日 (労働基準法第32条・第35条・第40条)	9	3	6	4
法等違反	その他	4	4	4	2
	計	43	31	25	31
	機械等危険防止(労働安全衛生法第20条)	3	13	5	2
	労災かくし(労働安全衛生法第100条)	4	8	4	4
労働安全	墜落等危険防止(労働安全衛生法第21条・第31 条)	3	6	9	7
衛	作業主任者の選任等(労働安全衛生法第14条)		3	2	0
生法違反	就業制限(労働安全衛生法第61条)	3	2	2	1
	その他	4	2	3	7
	計	17	34	25	21

注)複数の違反に該当する場合は、それぞれの条文で送検するため、送検件数と一致しない。